

(資料2)

令和2年度
事業計画書 (案)

社会福祉法人はーとわーく

1 法人本部

1. 基本理念及び事業経営等

(1) 基本理念

【共育】…… 『関わってくださるすべての人と、共に育み、育ちあう』

(2) 経営方針

- 社会的価値の創出
支援を行うことによって、多くの学びがあり成長があります。貴重な体験を社会の中で共有し、福祉だけでなく、医療や教育等様々な分野との連携を通じて、新しい社会的価値を創り出します。
- 社会性のある安定した事業経営
その時々における制度の狭間にあることに目を向け、ソーシャルインクルージョン推進の担い手として、隠れたニーズも見逃さない視点を持つとともに、すべての人々の幸福な人生に寄与するために、安定した事業経営を行うよう心掛けます。

(3) 行動指針

- 質の高い福祉サービスの提供と人材の育成
私たちは、質の高い福祉サービスの提供のため、専門性の向上に努めるとともに、すべての職員が安心して働ける労働環境を整え、働きがいのある活力溢れる職場づくりを目指します。
- 地域との共生
私たちは、地域社会における福祉の活動拠点として、関係機関と協働し、地域福祉サービスの推進に積極的に取り組み、地域福祉の発展に寄与します。
- 法令の遵守
私たちは関係法令や社会ルールを遵守し、地域社会から信頼される法人となるように努めます。
- ニーズに応じた支援の提供
私たちは利用者の主体性を尊重し、そのニーズに応じた適切な支援を行い、その中で利用者及び職員が共に育ちあえることを喜びとします。
- 利他心
私たちはすべてにおいて、相手を思う気持ちを大切にします。

(4) 以上の基本理念、経営方針及び行動指針に基づいて、次に掲げる事業経営を行う。

○ 第二種社会福祉事業

- ① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護等の障害福祉サービス及び介護保険サービス（ヘルパーステーションここみ）
- ② 生活介護（ぷれも：定員20名）
- ③ 生活介護（えるも：定員20名）

- ④ 放課後等デイサービス（みらい：定員10名）
- ⑤ 単独型短期入所（さらい：定員6名）
- **公益事業**
 - ① 移動支援事業（ヘルパーステーションここみ）
 - ② 日中一時支援事業（ふれも・みらい）
 - ③ 前橋市産後ヘルパー派遣事業
- **公益的取り組み**
 - ① 障害児（者）の療育支援事業等（かりん）
 - ② 群馬県ふくし総合相談支援事業

2. 重点事項

社会福祉法人としての期待やニーズに的確に応えられるよう、サービスの改善や他の関係機関及び団体等との連携・共生に努め、次の事項を重点として事業を進める。

（1）各事業所の適切な運営

居宅介護、生活介護事業2か所、放課後等デイサービス、短期入所事業、それぞれの課題に真摯に向き合い、それぞれの利用者ニーズに応えられるよう努める。

（2）人材育成と人材確保

職員のスキルアップのための研修体制の確立、評価制度の導入とそれに伴う昇給等、やりがいのある職場づくりのために、引き続き人材育成と人材確保に尽力する。
特に来年度は新規採用職員が多数いるため、既存の職員は更なるスキルアップを目指し、新しく入職する職員は法人の理念に基づき職務につけるよう研修を行う。

（3）地域への公益的取り組み

障害者活動支援プロデュース販売促進会、感謝祭、夏祭り、料理教室、療育支援事業（かりん）、ふくし総合相談支援事業等、社会福祉法人として地域に貢献する公益的取り組みについても継続して取り組んでいく。

（4）財政基盤の確立

各事業所の経営については、健全な財政基盤の確立のために、サービス提供時間の確保や利用者の確保等に努める。また、支援費収入については、十分な職員配置と質の高い支援によって得られる最高度の加算が算定できるよう尽力する。新たにできた特定処遇改善加算についても同様に高い加算がとれるように尽力する。

（5）ガバナンスの強化等

社会福祉法改正に伴う経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、服務規律の強化等社会福祉法人の制度改革で示された課題の解決に引き続き努める。
事業所の数が増え、それに伴い職員の数も増えたことにより、意思の疎通や共通認識等に齟齬が生じないように、管理者の定例会議（運営会議）等を強化する。

（6）新たなサービスの提供

利用者のライフステージに応じた新たなサービスの提供等についても、今後の課題として引き続き検討する。

（7）前橋市内の社会福祉法人間との連携

来年度には前橋市で社会福祉法人連絡会が立ち上がる予定で、障害者施設として準備委員会の一員となったことから、横の連携を広げ社会貢献できるよう努める。

3. 法人の主な業務

以上の基本理念や重点事項等を踏まえて、法人本部は主として次の業務を行う。

(1) 理事会及び評議員会等の開催

① 定例会議

開催時期	会議の種類	主な審議事項
令和2年5月	理事会	令和1年度事業報告及び決算報告、監事監査報告
令和2年6月	定時評議員会	令和1年度事業報告及び決算報告、監事監査報告等
令和3年1月又は2月	理事会・評議員会	令和2年度補正予算等
令和3年3月	理事会・評議員会	令和3年度事業計画及び当初予算等

② 臨時会議

定款変更、役員・管理職等の人事等法人運営上の重要事項の審議が必要となった場合は、臨時の理事会又は評議員会を適宜開催する。

また、評議員に欠員が生じた場合は、評議員選任委員会を適宜開催する。

③ 決議の省略

緊急に議決しなければならない事項（法人の重要事項を除く）が生じた場合で、理事会又は評議員会の開催が困難な事情がある場合は、決議の省略により議決する。

(2) 経営財源確保の徹底

① 各事業所の収支状況を月次試算表等によりの確に把握し、また、支援費の請求もれ及び請求誤りの防止策等を徹底する。

② 支援費報酬のレベルの高い報酬加算の確保

手厚い人員配置等や有資格者加配に対する加算については、漏れなく算定できるように手続を行う。

③ 助成金及び補助金等については、積極的に対応し経営財源の確保に努める。

(3) 施設整備借入金等の償還

(単位：千円)

事業所	借入年度	借入先	借入目的	借入額	償還済額	残 額	R2年度 償還額	備 考
ふれも	25年度	福祉医療機構	施設整備資金	37,000	13,674	23,326	2,616	
	25年度	NPO法人役員	運営資金及び施設整備資金	34,500	11,000	23,500	5,000	
みらい	26年度	高崎信用金庫	施設整備資金	17,000	9,372	7,628	1,704	
えるも	30年度	福祉医療機構	施設整備資金	70,000	1,375	68,625	3,660	
合 計				158,500	35,421	123,079	12,980	

① 上記の金額に利息は含まれていない。また、残額は令和2年3月31日の金額である。

(4) 人材確保・育成と処遇改善

① 新規に職員を採用したため、人材育成に万全を尽くす。

② 人材開発支援助成金等を活用して新規採用職員の基礎教育を行い、キャリアアップ助成金を活用して正規雇用への転換を着実に実施する

③ 賞与の支給率については過去3年間毎年引き上げてきたが、今後も引き続き改善に努める。

④ 新たにできた特定処遇改善加算も一番高いところでとり職員の給与への反映を行う。

- ⑤ 評価制度を導入し、自らの振り返りと目標の設定、管理者との共有を行う。また、その評価を特定処遇改善加算の配分に適用するとともに、更なる人材育成に努める。

(5) 地域社会との連携強化

- ① 感謝祭、ふれ愛販売会等は昨年に引き続き開催する。
- ② 法人機関誌「はーとわーく通信」については、川曲町住民の皆様にも情報提供できるように、町内会での回覧を継続する。
- ③ 地域の福祉事業所との連携強化を図ると共に、近隣福祉大学等の実習生の受入、特別支援学校等の見学の受入等に尽力する。
- ④ 平成30年度に創設された、群馬ふくし総合相談支援事業に参加し、広く一般的な相談を受ける体制を強化するとともに、さらなる周知と情報提供を行っていく。
- ⑤ 移動支援事業における休憩場所、地域の方々の集会所として使える場所を公益事業と位置付けて行う。

(6) 研 修

- ① 内部研修

法人の全職員を対象に月1回の内部研修を次のとおり行う。

月	研 修 内 容	担 当	月	研 修 内 容	担 当
4	各事業ごとの研修(コロナウィルス感染防止のため)	各事業所	10	セルフケア	みらい
5	交通安全	ここみ	11	生活保護制度について	ふれも
6	感染症予防について	みらい	12	虐待防止 料理教室	えるも
7	自然災害から身を守る	ふれも	1	安全な食品って何だろう	ここみ
8	こころの元気を保つコツ	えるも	2	足つぼ	みらい
9	防災	ここみ	3	救急救命	ふれも

- ② 外部研修

外部研修に積極的に職員を派遣してスキルアップに努める。特に強度行動障害の研修に関しては需要が高まっていることから積極的に受講する。

- ③ 合同研修

東京福祉大大学院教授(当法人の理事)の指導のもと、みらい(放課後等デイサービス)を会場として、県内の放課後等デイサービスの事業所との「共同実践研究・研修」を定期的(年間概ね5回)に行い、障害児療育の充実に努める。

- ④ 法人全体研修として6月19日の法人事業を一斉休業とし、ディズニーアカデミーの研修を受ける。

(7) レストハウスの整備

- ① 目 的 地域の他の事業所や住民の方々との連携を強化するため、移動支援事業における休憩場所や地域の方々の集会所等として利用してもらえるよう、公益的な取り組みが提供できる場所として整備する。
- ② 建設場所 前橋市川曲町175番地3(えるもの南側)
- ③ 構 造 木造平屋建(主な部屋:静養室(談話室)、車いすトイレ、キッチン等)
- ④ 面 積 40㎡~50㎡(12坪~15坪)
- ⑤ 総事業費 約10,000千円

(8) 広報活動の充実

① 法人パンフレット及びホームページの更新

社会福祉法人の制度改革で示された法人の公開情報（定款、役員名簿、財務諸表、現況報告書、役員報酬基準、事業計画書等）に変更があった場合は、確実かつ速やかに更新する。

② 法人機関誌「はーとわーく通信」を年3回（4月、8月、12月）発行する。

③ 利用者及び職員を対象とした次の情報誌は、月1回の発行を継続し、情報の共有に努める。この機関誌は、育児休業等の長期休職者にも送付し、定期的に所属事業所の情報を提供することによって、スムーズに復職できるよう援助する。

- ・ここみ …… 「てるてる」
- ・えるも …… 「るんるん」
- ・ふれも …… 「わくわく」
- ・さらい …… 「きらきら」
- ・みらい …… 「もこもこ」

(9) 備品・設備等の整備

① ヘルパーステーションここみの職員が社用車で支援に行けるよう車を整備する。

② その他既存事業所の什器備品の整備を行う。

(10) 法人設立の記念行事の実施

はーとわーくがNPOとして設立されたときより、10年となるため、記念になる行事等を行う。

ヘルパーステーションここみ

1. 事業所の所在地 前橋市川曲町176番地1

2. 事業の目的

介護を必要とする利用者に対して、生活ニーズに添った居宅介護サービス等を提供するとともに、地域にある社会資源との連携を図りながら、利用者の社会参加と自立生活の充実に向けた支援に努める。

3. 事業の種類

(1) 障害福祉サービス事業

- ① 居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助）
- ② 重度訪問介護（重度の障害のある常時介護が必要な障害者に対する総合的支援）
- ③ 同行援護（視力障害により移動に著しい困難を有する障害者への援助）
- ④ 行動援護（行動障害のある障害者に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中や排泄、食事等の援助を適切かつ効果的に行う）

(2) 介護保険サービス（高齢者対象）

(3) 公益事業

- ① 移動支援（地域生活支援事業）
- ② 福祉有償運送
- ③ 産後ヘルパー事業

4. 職員編成

(R2.4.1現在)

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考
管理者	1		1	みらい管理者と兼務
サービス提供責任者	5	1	6	
ヘルパー	3	46(12)	49(12)	他の事業所の兼務者は()に再掲
事務員	1	1	2	
計	10	48(12)	58(12)	

注) ① 週40時間労働の職員を常勤として計上した。

5. 利用予定人数

	障害福祉サービス					介護保険	公益事業	備 考
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	計	居宅介護	移動支援	
予定人数	70	0	25	3	98	13	50	

注) サービス区分ごとの予定人数（例えば、障害福祉サービスの居宅介護と公益事業の移動支援の両方のサービスを利用する場合等）は、双方に重複計上した。

6. 重点事項

- (1) 職員の定例会議等を実施し、情報の円滑な伝達と共有に力を尽くす。
- (2) 研修・講習会・ケースカンファレンス等を確実にを行い、介護知識及び技術の向上に努める。
- (3) すべての支援の前後にサービス提供責任者とヘルパーがメール等により緊密な連絡をとり、利用者情報等の共有を図る。
- (4) 利用者のニーズに応えられるよう必要に応じて職員の増員を図り、利用者にとって満足のできるよう人材育成に努める。
- (5) 移動支援や福祉有償運送で車両の運転をする場合には、交通法規を遵守して安全運転に努めることを従事者に徹底する。
- (6) 社用車で支援に行けるよう、増車し、整備に努める。また、安全に走行できるよう、定期点検を必ず行い、事故のないように徹底する。

7. サービスの概要

(1) 共通事項

① 利用者への支援

個々の家庭の状況、今までの生活及び障害特性等に合わせ、一人ひとりに寄り添った支援を行う。定期的に、また変更のあったときはその都度介護計画書を作成し、計画に則り支援を行う。

② 記録

日々のサービス記録、同行記録やヒヤリハット等を記録し、担当者及び責任者が相互に確認する。また、ヒヤリハットは全職員が把握し、注意を喚起することで、事故等の発生防止に努める。

③ 連携

相談支援員・訪問看護師・他事業所等との連携を取りながら支援を行う。各ヘルパーとサービス提供責任者が密接に連絡・報告を行い、記録をとり、職員間で情報を共有して、利用者にとってより良い支援につなげる。

④ ケースカンファレンス

利用者別に定期的にケースカンファレンスを行い、情報の共有、報告・連絡・相談を行い協力体制の構築と問題解決に努める。

(2) 障害福祉サービス事業

① 居宅介護

身体介護、家事援助、通院介助等の支援を、一人ひとりの利用者に寄り添って行う。新任ヘルパーの同行を積極的に行い、関わる人材を確保することで、利用者が継続して地域生活ができるように心掛ける。また、利用者のニーズに応え、より良い支援ができるようスキルアップと工夫に努める。

② 重度訪問介護

長時間、又は頻回にある支援を、人材確保とスキルアップを行いながら、滞りなく支援できるように努める。

③ 同行援護

同行援護の研修受講を積極的に行い、より専門性の高い支援ができるよう努める。

④ 行動援護

行動障害のある方の状況をよく把握し、生じ得る危険を回避し、安全に支援を行う。また、強度行動障害の研修受講を積極的に行う。

(3) 介護保険サービス

定期的に介護計画を立て、ケアマネージャーとの連携を取りながら支援を行う。また、ケアマネージャーへの報告・連絡・相談を確実にを行う。

(4) 公益事業（移動支援）

① 従業者の運転協力者講習の習得をサポートし、利用者の希望に応じた余暇支援ができるように努める。また、充実した余暇支援ができるよう、イベント情報等の収集に努め、情報を共有できるようにし、外出先での安全を最優先にして支援を行う。

② 福祉有償運送

安全運転、運転マナーに気をつけるよう定期的な研修を行う。半年に一度は運転記録証明を取り、個々の運転歴を確認する。

3 ふれも

1. 事業所の所在地 前橋市川曲町176番地1

2. 事業の種類

- (1) 障害福祉サービス事業 生活介護（定員20名）
- (2) 公益事業 日中一時支援事業
- (3) 公益的取り組み 障害児（者）の療育支援事業（かりん）
保護者との情報交換事業（茶話会）
群馬県ふくし総合相談支援事業

3. 事業の目的及び内容

(1) 目的

車椅子利用者を中心とする身体障害者の日中活動の場として、日常生活の支援、創作活動、生産的活動等を行い、自立の促進や身体機能の維持向上等を目的とした社会参加についても支援する。

(2) 内容

個別支援計画の作成、食事の提供、入浴又は清拭、身体の介護、創作的活動、生産的活動、余暇活動、健康管理、送迎その他日常生活に必要な支援、利用者及び利用者家族に対する相談援助等

4. 職員構成

(R2.4.1現在)

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考
管理者	1 (1)		1 (1)	サビ管を兼務()に再掲
サービス管理責任者	1		1	
主任支援員				
生活支援員	3	4	7	
看護職員	2	1	3	
調理員	1	1	2	
事務員				
嘱託医		1	1	
計	8 (1)	7	15 (1)	

5. 利用予定人数

1日平均利用人員 12名（定員20名、登録人数19名）

6. 重点事項

- (1) 利用者の人権を尊重し、自己表現能力にかかわらず、本人の意思に基づいた支援を行う。そのために、個別支援計画の作成・実施、定期的なモニタリングを確実に実施する。
- (2) 医師、看護師、作業療法士等の専門職により、医療、医療的ケア、リハビリ、音楽療法、口腔衛生等についての指導を受け、利用者のより良い生活の保障に努める。
- (3) 利用者の障害についての理解を深め、豊かな時間が過ごせるように配慮する。「えるも」の職員や利用者とも引き続き交流を行い、継続して信頼関係を作っていくことを目指す。また、様々な体験を積めるように、社会参加の機会を積極的に設ける。
- (4) 地域の中で充実した生活が営めるように、社会資源との連携を深める。又、感謝祭等の法人行事への地域住民の参加を促し、事業所の活動に対する理解を深めるよう努める。
- (5) 定例会議・研修会を開催し、課題等の提起と解決、情報の伝達と共有を行う。

7. サービスの概要

(1) 生活介護事業

① 利用者への支援

一人ひとりの利用者に対する支援について支援員全員で検討し、目標を設定した個別支援計画に沿って、個人を尊重した、また安全に配慮した支援を実施する。整理された支援内容を実施することによって生まれた時間を有効に利用し、個別課題や外出等楽しめる機会を増やす。

② 連携

ご家庭・相談支援員・作業療法士・音楽療法士・看護師等との連携を深め、職員間での情報を共有し、利用者にとってより良い支援につなげる。

③ 研修

スキルアップのための研修については、内部・外部を含めた研修を計画的に行い、資格取得等につなげる。災害や火災、不審者等への対応訓練も計画的に行う。

④ 会議

毎日の職員会議において、情報の共有、報告・連絡・相談を行い、職員間の連携、意思統一、協力体制と問題解決に努める。

(2) 公益事業

① 日中一時支援

利用者のニーズに応えるため、利用者の居住市町村と契約を結び、生活介護の支援で時間的に不十分な部分を補う。日中一時支援は生活介護と一体的に実施する。

(3) 公益的取り組み

地域の方々に貢献できるよう、療育支援事業（かりん）及び群馬県ふくし総合相談支援事業を行う。

4 みらい

1. 事業所の所在地 前橋市川曲町176番地1

2. 事業の種類

- (1) 障害福祉サービス事業 放課後等デイサービス (定員10人)
- (2) 公益事業 日中一時支援事業
- (3) 公益的取り組み 障害児(者)の療育支援事業(かりん)
保護者との情報交換事業(茶話会)

3. 事業の目的及び内容

(1) 目的

- ① 一人ひとりのお子さんとその家族に寄り添うことを基本とし、安全で楽しく過ごせる場所と時間を提供する。
- ② 将来を見据え、自立につながる支援を行う。発達保障の視点から日々の活動の中での小さな成長や変化に気付く目を持ち、共に喜び共に成長できることに感謝する。
- ③ 他の関係機関と情報交換を行い、連携して常により良い支援を目指していく。

(2) 内容

食事、排泄、移動、更衣、整容等の身辺自立への指導又は介護、室内・戸外遊び、感覚刺激や音楽活動により感性を高めることを取り入れた集団活動、感覚統合を養う活動を入れた創作活動、個別相談、送迎サービス等

4. 職員構成

(R2.4.1現在)

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考
管理者	1(1)		1(1)	児童発達支援管理責任者と兼務
児童発達支援管理責任者	1		1	
児童指導員	1	1	2	
指導員				
保育士		2	2	
看護職員	1	1	2	
計	4(1)	4	8(1)	

5. 利用予定人数

1日平均利用人数 10名(定員10名、登録人数18名)

6. 重点事項

- (1) 利用者の人権を尊重し、自己表現能力にかかわらず、本人の意思に基づいた支援を行う。
そのために必要となる個別支援計画の作成・実施、定期的なモニタリング等を確実に実施し、定期的にケース会議等を開催して問題解決に当たる。
- (2) 特別支援学校や他の事業所及び家族との連携を強化し、伸び盛りのお子さんの発達を促進できるように支援に努める。

7. サービスの概要

(1) 放課後等デイサービス

① 利用者への支援

一人ひとりの成長に即した発達を保障するために、情報共有、現状把握を丁寧に行う。成長段階をふまえた個別支援計画にそって、個人を尊重し安全に配慮した支援を実施する。季節の行事や外出等様々な経験を重ね、興味や関心の幅を広げ、楽しみを見つけられるように支援する。

② 連携

ご家庭・相談支援員・作業療法士・音楽療法士・看護師等との連携を深め、職員間での情報を共有し、利用者にとってより良い支援につなげる。

③ 研修

スキルアップのために内部・外部研修を積極的に取り入れる。

④ 会議

毎日の連絡会議において、情報の共有、報告・連絡・相談を行い、支援の確認をし、問題解決に努める。定期的に行う支援会議等において、職員間の連携、意思統一とより良い支援に向けての工夫を重ねる。

(2) 公益事業

① 日中一時支援

放課後等デイサービスの支援で時間的に不十分な部分を補うための支援であるが、放課後等デイサービスと一体的に実施する。

(3) 公益的取り組み…療育支援事業（かりん）

ご家族の思いを共有して情報の提供を行い、地域で生活する障害児のスキル向上に向けた取り組みを実施している。

また、かりんの事業の一環として、専門知識を有するアドバイザー（大学教授）の指導のもとに、他の事業所と共同で体験発表や研究発表を定期的に行ってきたが、今後も継続して行い、支援内容の向上に努める。

5 え る も

1. 事業所の所在地 前橋市川曲町175番地3

2. 事業の種類

(1) 障害福祉サービス事業 生活介護（定員20名）

(2) 公益的取り組み 群馬県ふくし総合相談支援事業

3. 事業の目的及び内容

(1) 目的

知的障害のある方の日中活動の場として、日常生活の支援、創作活動、生産的活動等を行い、自立の促進や身体機能の維持向上等を目的とした社会参加についても支援する。

(2) 内容

個別支援計画の作成、食事の提供、入浴又は清拭、身体の介護、創作的活動、生産的活動、余暇活動、健康管理、送迎その他日常生活に必要な支援、利用者及び利用者家族に対する相談援助等

4. 職員構成

(R2.4.1現在)

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考
管理者	1 (1)		1 (1)	サビ管を兼務()に再掲
サービス管理責任者	1		1	
主任支援員	1		1	
生活支援員	6	3	9	
看護職員	2		2	
調理員		1	1	
事務員	1		1	
嘱託医		1	1	
計	12 (1)	5	17 (1)	

5. 利用予定人数

1日平均利用人員 21名（定員20名、登録人数21名）

6. 重点事項

- (1) 利用者の人権を尊重し、自己表現能力にかかわらず、本人の意思に基づいた支援を行う。そのために、個別支援計画の作成・実施、定期的なモニタリングを確実に実施する。
- (2) 専門職による指導を受け音楽療法や個別の課題を設定し取り組む。また、強度行動障害者の対応もできるよう知識と技術の習得に努める。
- (3) 利用者の障害についての理解を深め、豊かな時間が過ごせるように配慮する。又、様々な体験を積めるように、社会参加の機会を積極的に設ける。
- (4) 各月の開所日数はふれもと同様に、原則日数（月日数－8日）とする。
- (5) 地域の中で充実した生活が営めるように、社会資源との連携を深める。又、感謝祭等の法人行事への地域住民の参加を促し、事業所の活動に対する理解を深めるよう努める。
- (6) 定例会議・研修会を開催し、課題等の提起と解決、情報の伝達と共有を行う。

7. サービスの概要

(1) 生活介護事業

① 利用者への支援

一人ひとりの利用者に対する支援について支援員全員で検討し、目標を設定した個別支援計画に沿って、個人を尊重した、また安全に配慮した支援を実施する。整理された支援内容を実施することによって生まれた時間を有効に利用し、個別課題や外出等を楽しめる機会を増やす。

② 連携

ご家庭・相談支援員・作業療法士・音楽療法士・看護師等との連携を深め、職員間での情報を共有し、利用者にとってより良い支援につなげる。

③ 研修

スキルアップのための研修については、内部・外部を含めた研修を計画的に行い、資格取得等につなげる。特に強度行動障害については、利用者の半数が該当することから資格取得に努める。災害や火災、不審者等への対応訓練も計画的に行う。

④ 会議

毎日の職員会議において、情報の共有、報告・連絡・相談を行い、職員間の連携、意思統一、協力体制と問題解決に努める。

(2) 公益事業

日中一時支援が必要な利用者はふれもと契約し、生活介護の支援で時間的に不十分な部分を補う。

(3) 公益的取り組み

地域の方々に貢献できるよう、療育支援事業（かりん）及び群馬県ふくし総合相談支援事業を行う。

6 さ ら い

1. 事業所の所在地 前橋市川曲町175番地3

2. 事業の種類

(1) 障害福祉サービス事業 単独型短期入所（定員6名）

3. 事業の目的及び内容

(1) 目的

- ① 居宅において介護を行う家族の疾病その他の理由により、在宅での生活が困難になった障害者の方を短期間入所させて、食事及び排泄介護等の必要な支援を行う。
- ② 支援に当たっては、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活ができるだけ連続したものとなるように配慮して支援する。

(2) 内容

- ① 食事の提供、入浴又は清拭、身体の介護、健康管理、送迎、その他の日常生活に必要な支援を行う。
- ② 障害支援区分が1以上の方を当面の利用対象者とし、障害児及び医療的ケアが必要な方は当面は対象外とする。

4. 職員構成

30.4.1現在)

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考
管理者	(1)		(1)	
支援員	6 (2)		6 (2)	内兼務2
看護職員				
調理員		1	1	
計	6 (2)	1	7 (2)	

5. 利用予定人数

1日平均利用人員 5～6名（定員6名、登録予定人数 80名）

6. 重点事項

(1) 担当職員の確保と教育

新規利用者の宿泊を行うため、幅広い知識と技術を学べるよう研修を行う。また、連絡調整を的確に行えるようにする。支援を行う中で不都合が生じた時には、その都度問題提起を行い、解決に努める。

また、夜間勤務及び宿直勤務については、その要員確保に尽力する。

(2) 心身の状況の把握

- ① 詳細なアセスメントをとり、必要な情報を的確に把握できるように努める。
- ② 家族及び利用事業所、相談機関等との連携を密にし、職員間で情報共有を行い、実際の支援に生かせるよう尽力する。

(3) 稼働率の向上

利用希望のとり方を確立し、関係機関・事業所等に周知することにより稼働率の向上を目指す。また、緊急的な利用ニーズ対しても柔軟に対応できる体制を確立することに尽力する。

(4) 事業の公平性

特別な理由なく特定の利用者が長期利用とならないよう公平な事業運営を目指す。

(5) 特性に応じた配慮

身体・知的に障害のある様々な人の利用が見込まれることから状況把握とともに、希望や了承を得た上で、より安全な睡眠の確保のため、鍵や監視カメラを利用する。

(6) 家庭との連携

短期入所事業の特色として、様々な障害をもった多くの人を受け入れることが予測されることから、詳細な記録をとり、ご家族に報告を行うことで、安心して利用していただけるよう尽力する。また、その貴重な経験を法人全体で活かし、スキルアップにつなげることを目指す。

(7) 緊急対応

家族の入院等、緊急時の対応を可能な限り行い、必要な時に役立つ社会資源になることを目指す。

(8) 地域交流

様々な事業所からの利用があるため、事業所間交流ができるよう、さらいの中で良いコミュニケーションがとれるよう尽力する。一方、多くの人利用されることから、感染症の伝染元とならないよう、細心の注意を払う。